

長久手市は「二ノ池湿地群保全管理計画」を策定しました

策定の経緯

平成30年度	市内最大の湿地「二ノ池湿地群」を含む地域について、「生態系保護エリア～ながくてふるさといきものの里」(多様な生態系や貴重な生物種が分布する次世代に残していくべきエリア)に設定。
令和元年度	「二ノ池湿地群保全管理計画」を策定し、本湿地群に生息する貴重な動植物の存在を貴重な本市の財産として守り育むため、人手による持続可能な関わり方等保全の方針を定める。

基本方針

- ① 生物多様性の保全
人の立ち入りを制限し、湿地の生物多様性の保全を図る。
- ② 継続的な調査の実施
・学識者の指導・助言を得つつ継続的な調査を行い、保全計画に反映させる。
- ③ 多様な主体による持続可能な管理
・市民、学識者、行政の三者の協働による持続可能な管理を行う。

推進体制

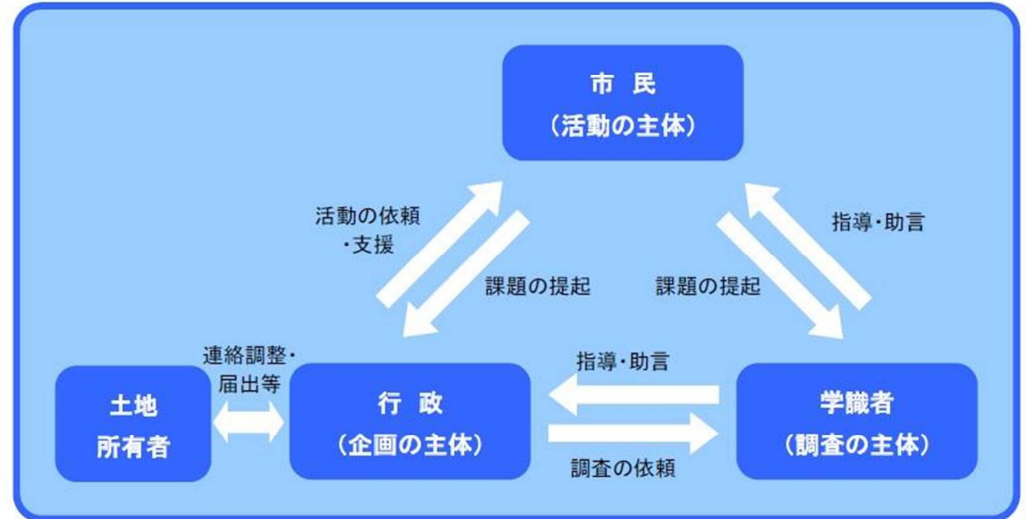
(1) 検討会の設置

市民、学識者、行政の三者によって構成し、年1回以上開催する。

(2) 計画の見直し

検討会において、点検(現地確認)結果及び学識者の指導・助言を基に、年間実施計画を毎年度作成する。

役割分担



年間実施計画

実施する各種活動について、実施場所別の年間実施計画を年1回作成し、具体的な活動内容(作業内容、頻度等)を記載する。

今後の活用予定について

令和3年度長久手市で開催予定の湿地サミットにて、二ノ池湿地群について紹介する。